

「動物取扱業における爬虫類の飼養管理基準の細部解釈と運用指針（解説書）」 の検討イメージ

- 緑文字：犬猫以外の哺乳類の基準案における変更箇所
- 紫色文字：爬虫類の基準案における変更箇所（案）

項目名一覧

(a) ① 展示時間・展示を行わない時間、夜間営業、接触・譲渡しの時間帯について

② 状態悪化時の受診について

(d) ③ 餌生物の扱い、衛生動物について

④ 野生由来の動物の馴化措置について

【以下のパターンごとに基準案と解説書の記載イメージを記載】

< 基準改正あり >

- (a). 犬猫以外の哺乳類と同様の基準への改正 1件
- (b). 犬猫以外の哺乳類の基準を参考とした基準への改正 0件
- (c). 爬虫類の基準を新たに策定 0件

< 基準改正なし >

- (d). 新たに基準は策定せず解説書で具体化 3件

(a). 犬猫以外の哺乳類と同様の基準への改正

①「展示時間・展示を行わない時間」、「夜間営業」、「接触・譲渡しの時間帯」について（1/5）

飼養管理上問題だと思われる事例又は爬虫類の生態等を踏まえた加筆等の必要性

- 動物の展示について、「顧客等による接触」が伴わない業態は休息設備への移動の確保、展示時間が6時間を超えるごとに展示を行わない時間を設けることが必要ではないか。

これまでの検討内容

- 爬虫類の特殊性を踏まえると、展示時間等においては独自の検討方法が必要。
- 変温動物であるため、活動時間がはっきりしている。種によるが、一日の切り替わりの頻度も哺乳類とは異なるため、爬虫類独特の特性を考慮すべきである。
- 夜間の営業について、カフェやバーなどでマスコットの的に店の中で飼育展示している場合も現在の議論で扱うべきか。

解決すべき課題

- 爬虫類の種毎の特性による活動時間及び休息時間が妨げられ、自然な行動ができていない。
- 動物に休憩時間なく展示等が行われている。

(a). 犬猫以外の哺乳類と同様の基準への改正

①展示時間・展示を行わない時間について（2/5）

現在の飼養管理基準

- 第2条第5号イ 動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。
（1）販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の特定成猫の展示を行う場合にあっては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。）は、十二時間を超えてはならない。
- （2）販売業者及び展示業者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合にあっては、当該犬又は猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

飼養管理基準案（犬猫以外の哺乳類）

- 第2条第5号イ 動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。
（1）販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の動物の展示を行う場合にあっては、それぞれの動物の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。以下同じ。）は、十二時間を超えてはならない。哺乳類（犬及び猫を除く。）の展示を行う場合には、午前八時から午後十時までの間において行う（**特別の事情がある場合を除く。**）とともに、一日の哺乳類（犬及び猫を除く。）の展示時間が、十二時間を超えないこと。
- （2）販売業者及び展示業者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して哺乳類の展示を行う場合にあっては、当該哺乳類が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難なときは、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

飼養管理基準案（爬虫類）

- 第2条第5号イ 動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。
（1）販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の動物の展示を行う場合にあっては、それぞれの動物の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。以下同じ。）は、十二時間を超えてはならない。哺乳類（犬及び猫を除く。）又は爬虫類の展示を行う場合には、午前八時から午後十時までの間において行う（**特別の事情がある場合を除く。**）とともに、一日の哺乳類（犬及び猫を除く。）又は爬虫類の展示時間が、十二時間を超えないこと。
- （2）販売業者及び展示業者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して哺乳類又は爬虫類の展示を行う場合にあっては、当該哺乳類又は爬虫類が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に**展示を行わない時間**を設けること。

(a). 犬猫以外の哺乳類と同様の基準への改正

①展示時間・展示を行わない時間について（3/5）



爬虫類解説書イメージ

■ 犬猫以外の哺乳類と同様に展示時間、展示を行わない時間に関する細部解釈、推奨事項で補足する。

（細部解釈）※犬猫以外の哺乳類を参考に検討し記載

- 特別な事情がある場合…
- 休息できる設備…
- 自由に移動できる状態…
- 展示を行わない時間…

（推奨事項）

- 展示の際の配慮すべき事項について推奨事項に記載

(a). 犬猫以外の哺乳類と同様の基準への改正

①夜間営業について（4/5）

現在の飼養管理基準

- 第2条第7号ネ 販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられないようにすること。

飼養管理基準案（犬猫以外の哺乳類）

- 第2条第7号ネ 販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあつては、**特別な事情があるときを除き**、当該時間内に顧客、見学者等が哺乳類の飼養施設内に立ち入ること等により、哺乳類の休息が妨げられないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられないようにすること。

飼養管理基準案（爬虫類）

- 第2条第7号ネ 販売業者、貸出業者及び展示業者であって、**夜間**に営業を行う場合にあつては、**特別な事情があるときを除き**、当該時間内に顧客、見学者等が哺乳類又は爬虫類の飼養施設内に立ち入ること等により、哺乳類又は爬虫類の休息が妨げられないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられないようにすること。

爬虫類解説書イメージ

- 犬猫以外の哺乳類と同様に夜間営業に関して細部解釈や参考等で補足する。

（細部解釈）

- 夜間・・・午後8時から翌日午前8時まで。
- 特別な事情があるとき・・・騒音や光環境等について十分な注意を払い、第5号イに従う範囲において夜間における動物の展示を行う場合

（参考）

- 夜行性爬虫類への配慮

(a). 犬猫以外の哺乳類と同様の基準への改正

①接触・譲渡しの時間帯について (5/5)

現在の飼養管理基準

- 第2条第7号ノ 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。（1）販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

飼養管理基準案（犬猫以外の哺乳類）

- 第2条第7号ノ 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触（食物を与える行為（動物への接近を伴わないものを除く。）及び器具を介するものを含む。次条第4号イ（1）を除き、以下同じ。）させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。
（1）販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、夜間（特定成猫にあっては、夜間のうち展示を行わない間。以下この（1）において同じ。）に哺乳類を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、動物の健康及び安全の保持の観点から夜間に行うことが適当である場合その他特別な事情がある場合にあっては、この限りではない。

飼養管理基準案（爬虫類）

- 第2条第7号ノ 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触（食物を与える行為（動物への接近を伴わないものを除く。）及び器具を介するものを含む。次条第4号イ（1）を除き、以下同じ。）させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。
（1）販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、夜間（特定成猫にあっては、夜間のうち展示を行わない間。以下この（1）において同じ。）に哺乳類又は爬虫類を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、動物の健康及び安全の保持の観点から夜間に行うことが適当である場合その他 **特別な事情**がある場合にあっては、この限りではない。

爬虫類解説書イメージ

- 犬猫以外の哺乳類と同様に接触・譲渡しの時間帯に関する細部解釈で補足する。

（細部解釈）

- 特別な事情・・・

(d).新たに基準は策定せず解説書で具体化

②状態悪化時の受診について（1/2）

飼養管理上問題だと思われる事例又は爬虫類の生態等を踏まえた加筆等の必要性

- 痩せ細ったヘビ、トカゲを販売、呼吸器疾患のあるヘビを販売
- 病気になっているヘビをふれあい展示

これまでの検討内容

- 指導しやすいよう、病気かどうか（やせすぎかどうか）を判断する写真等があると良い。
- 個体差があるため丁寧に見る必要がある。例えば昔怪我をして甲羅が欠けているが治療後健康に生活しているという場合もある。

解決すべき課題

- 不健康な状態で販売や展示が行われている。

(d).新たに基準は策定せず解説書で具体化

②状態悪化時の受診について (2/2)

現在の飼養管理基準

- 第2条第4号へ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

飼養管理基準案（犬猫以外の哺乳類）

- 第2条第4号へ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。特に、哺乳類にあっては、健康状態が悪化した場合その他の健康及び安全の保持に支障をきたすおそれがある場合は、特別な事情がある場合を除き、獣医師による診療を受けさせること。

飼養管理基準イメージ（爬虫類）

- 第2条第4号へ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。特に、哺乳類にあっては、健康状態が悪化した場合その他の健康及び安全の保持に支障をきたすおそれがある場合は、特別な事情がある場合を除き、獣医師による診療を受けさせること。

爬虫類解説書イメージ

- 犬猫以外の哺乳類を参考に状態悪化時の受診に関して細部解釈、推奨事項で補足する。

（細部解釈）※犬猫以外の哺乳類と同様に、当該個体を隔離することや症状が軽微な場合は経過観察を行う旨を記載

- 必要な処置…
- 必要に応じて…

（推奨事項）

- かかりつけ獣医師の確保について推奨事項に記載
- 動物の状態に関する情報の記録について推奨事項に記載

(d).新たに基準は策定せず解説書で具体化

③餌生物の扱い、衛生動物について（1/3）

飼養管理上問題だと思われる事例又は爬虫類の生態等を踏まえた加筆等の必要性

- 餌となるコオロギの鳴き声が騒音となる可能性がある。
- 衛生動物（ショウジョウバエやレッドローチなど、不快昆虫を含む）を餌としており、付近に流出する可能性がある。

これまでの検討内容

- 餌動物の逃走についての配慮は課題となるのか。その際に餌用昆虫も含める必要があるかと思う。

解決すべき課題

- 餌生物の鳴き声、逸走に関して適切に管理されていない可能性がある。
- 衛生動物（ハエ等）を餌として食べる爬虫類がいることが考慮されていない。

(d).新たに基準は策定せず解説書で具体化

③餌生物の扱い、衛生動物について（2/3）

現在の飼養管理基準

- 第2条第1号イ 飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
（1）～（4）略
（5）動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。
- 第2条第1号ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。
（1）略
（2）ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。

飼養管理基準案（犬猫以外の哺乳類）

- 第2条第1号イ 飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
（1）～（4）略
（5）動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。
- 第2条第1号ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。
（1）略
（2）ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。

飼養管理基準案（爬虫類）

- 第2条第1号イ 飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
（1）～（4）略
（5）動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。
- 第2条第1号ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。
（1）略
（2）ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。

爬虫類解説書イメージ

- 餌生物の扱い、衛生動物に関する細部解釈で補足する。

（細部解釈）

- 鳴き声・・・動物の鳴き声のみならず餌生物による鳴き声によって周辺の生活環境を著しく損なうような場合も含まれるよう細部解釈で示す。
- 侵入の防止・・・現行の基準は「侵入」の防止に関する基準のため、「与える」餌生物はこの限りでない旨の細部解釈を示す。

(d).新たに基準は策定せず解説書で具体化

③餌生物の扱い、衛生動物について (3/3)

現在の飼養管理基準

- 第2条第3号ホ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。

飼養管理基準案（犬猫以外の哺乳類）

- 第2条第3号ホ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。

飼養管理基準案（爬虫類）

- 第2条第3号ホ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。

現在の飼養管理基準

- 第2条第4号ト ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

飼養管理基準案（犬猫以外の哺乳類）

- 第2条第4号ト ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

飼養管理基準案（爬虫類）

- 第2条第4号ト ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

爬虫類解説書イメージ

- 餌生物の扱い、衛生動物に関する細部解釈で補足する。

（細部解釈）

- 鳴き声・・・動物の鳴き声のみならず餌生物による鳴き声によって周辺の生活環境を著しく損なうような場合も含まれるよう細部解釈で示す。
- 侵入の防止・・・現行の基準は「侵入」の防止に関する基準のため、「与える」餌生物はこの限りでない旨の細部解釈を示す。
- 発生及び侵入の防止・・・ハエ等を餌にする場合はケージ内で繁殖している状況などを考慮する必要があるか、委員の意見を聞いた上で、「増えすぎないようにする」旨を細部解釈に記載することを検討

(d).新たに基準は策定せず解説書で具体化

④野生由来の動物の馴化措置について（1/2）

飼養管理上問題だと思われる事例又は爬虫類の生態等を踏まえた加筆等の必要性

- 人間への危害だけでなく、爬虫類へ与えるストレスを踏まえた馴化措置が必要ではないか。
- 野生で捕獲されて輸入された個体を触れ合いに使うケースも考えられる。

これまでの検討内容

- 爬虫類は野生由来の個体が多いため、触れ合いを行う前に馴化やトレーニングを行うべきではないか。

解決すべき課題

- 爬虫類では野生由来の動物が多く取り扱われている実態があるが、接触や人からの視線などにおいて、動物のストレスに配慮がなされていない。
- 爬虫類との接触や展示等において、具体的な基準が設けられていない。

(d).新たに基準は策定せず解説書で具体化

④野生由来の動物の馴化措置について（2/2）

現在の飼養管理基準

- 第2条第7号㊦ 販売業者、展示業者及び貸出業者にあつては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。

飼養管理基準案（犬猫以外の哺乳類）

- 第2条第7号㊦ 販売業者、展示業者及び貸出業者にあつては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。

飼養管理基準案（爬虫類）

- 第2条第7号㊦ 販売業者、展示業者及び貸出業者にあつては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。

爬虫類解説書イメージ

- 野生由来の動物の馴化措置について、推奨事項で補足する。

- 人間への危害だけでなく、動物へ与えるストレスを踏まえた馴化措置が必要か検討したうえで、動物へのストレスに留意する旨を推奨事項に記載する。